

協会けんぽ みやざき



交通事故等によりケガをしたときは

お忘れなく!

「第三者行為による傷病届」等をご提出ください

交通事故等「第三者による行為」が原因でケガをした場合は、「第三者行為による傷病届」等を提出をすることで健康保険証を使用して診療を受けることができます。



《(注) 工作中的ケガや通勤途中の事故等は、健康保険は使用できません》

- 交通事故(他人との接触事故など)
- 暴力行為 ● 他人の飼い犬にかまれたとき
など「第三者による行為」でケガをした場合

健康保険証を使用して医療機関等で診療を受けたときは、
**「第三者行為による傷病届」等を
協会けんぽへ提出します**

必要な書類 (提出:[○]…必要 [○]…場合により必要)

書類	提出	状況等	備考
① 第三者行為による傷病届	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事故 ・ 暴力行為 ・ 他人のペットによる咬傷 	基本的には被保険者様ご自身にて「交通事故証明書」を参考のうえ記入してください。ただし、負傷された方、または相手方が自動車保険の「任意保険」に加入している場合、損害保険会社で提出書類の記載等についてサポートしていただけることがあります。詳しくは損害保険会社にお問合せください。
② 事故発生状況報告書	◎		事故の状況や過失割合を判断する上で、重要な書類となりますので、できる限り詳しく記入してください。
③ 同意書	◎		協会けんぽが相手方の損害保険会社等へ損害賠償請求をする際、医療費の内訳(診療報酬明細書の写等)を添付します。相手方へ個人情報を提供することになるため、ご本人の同意が必要となります。
④ 交通事故証明書	◎		自動車安全運転センターにて交付を受けてください。
⑤ 人身事故証明書入手不能理由書	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事故 	下記のいずれかに該当する場合は提出が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ④「交通事故証明書」が「物件事故」扱い ・ ④「交通事故証明書」に「負傷された方の名前」が記載されていない ・ 警察署へ事故の届出をしていない



負傷した状況次第で、提出書類が一部変わります。
判断に迷ったときは協会けんぽまでご連絡ください!

詳しくはこちら➡

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/sb3260/r143/>



特定保健指導

保健師・管理栄養士が事業所にお伺いし、生活習慣病予防のための健康サポートを行います。

費用は
無料
です

健診後のアクションこそが重要です！ 事業主の皆さまへ

特定保健指導を無料でご利用ください

事業主の皆さまへ 従業員の健康と事業所の未来を守る若です！

健診を受けた後の行動こそが大切です！

健康不安や不安定な生活、喫煙習慣や肥満など、おまわりには見逃されがちなことで、50代前半から後半にかけて、高血圧・高脂血症・糖尿病等の病気になるリスクが高まるといわれています。健康診断の結果をしっかりと見て、医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

特定保健指導とは

健診を受けた結果、メタボリックシンドロームのリスクのある40~74歳までの方を対象とした健康サポートです。健康に悪影響を及ぼすメタボリックシンドロームの改善に、健康づくりの専門性である保健師または管理栄養士が寄り添ってサポートします。

特定保健指導の対象 健診を受けた40歳以上の方のうち…

対象 年齢 40歳以上 74歳未満
または BMI 25.0以上 の方を抽出

さらに以下の数値が1つでもあれば、**特定保健指導対象者**に該当

① 腹囲 男性 85cm以上 女性 80cm以上
② 中性脂肪 150mg/dL以上
③ 血糖値 100mg/dL以上

特定保健指導の目的 健診を受けた40歳以上の方のうち…

① 健康診断の結果をしっかりと見て、医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

② 20~30分の個別指導
メタボリックシンドロームの改善に向けて、医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

③ 3~6か月チャレンジ
④ 行動計画の実践
⑤ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

⑥ 目標と行動計画の設定
⑦ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

⑧ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

⑨ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

⑩ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

⑪ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

⑫ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

⑬ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

⑭ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

⑮ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

⑯ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

⑰ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

⑱ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

⑲ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

⑳ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

㉑ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

㉒ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

㉓ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

㉔ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

㉕ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

㉖ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

㉗ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

㉘ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

㉙ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

㉚ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

㉛ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

㉜ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

㉝ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

㉞ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

㉟ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

㊱ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

㊲ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

㊳ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

㊴ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

㊵ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

㊶ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

㊷ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

㊸ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

㊹ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

㊺ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

㊻ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

㊼ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

㊽ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

㊾ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

㊿ 医師や保健師・管理栄養士から適切なアドバイスを受け、生活習慣を改善し、病気の予防に努めましょう。

全国健康保険協会 宮崎支部

事業主さまへ

特定保健指導に該当された方が、生活習慣を改善しないまま放置していると、**命に関わる重大な病気になる恐れ**もあります。

従業員の健康、事業所の未来を守るため、特定保健指導のご案内を従業員の方に確実にお渡しいただき、積極的にお声がけをお願いします。



●後日、協会けんぽから特定保健指導をご案内する場合

特定保健指導を受けていただくまでの流れ

1

ご案内が届きましたら、対象者の方にお声かけいただき、個人宛封筒をお渡しください。



2

対象者の方と日程調整し、面談希望日等を協会けんぽへFAXまたは電話でご連絡ください。

3

保健師・管理栄養士が事業所または指定の場所に訪問し、対象者の方へ特定保健指導を行います。

●当日または後日健診機関で特定保健指導を受ける場合

健診機関より、**当日または後日**のご案内があります。

特定保健指導を受けられる健診機関はこちら



宮崎市	野崎病院画像健診センター
	藤元総合病院付属予防医療クリニック
	宮崎江南病院健康管理センター
	日本健康倶楽部宮崎支部
都城市	藤元総合病院付属予防医療プラザ
	都城健康サービスセンター
延岡市	福岡労働衛生研究所 延岡健診センター
日向市	和田病院
西都市	西都児湯医療センター
日南市	日南市立中部病院
検診車	船員保険 福岡健康管理センター



全国健康保険協会 宮崎支部
協会けんぽ

協会けんぽ 宮崎 [検索](#)

〒880-8546 宮崎市橋通東1-7-4 第一宮銀ビル5階
TEL 0985-35-5364 FAX 0985-35-5393

自動音声でご案内します

案内①業務（給付、保険証、任意継続など）

案内②レセプト（レセプト、第三者行為（交通事故等））

案内③保健（健診、特定保健指導など）

案内④企画総務（保険料率、健康宣言など）

保険証を使用できるのは
退職日までです！

従業員本人だけではなく、扶養家族も含めて退職日の翌日から使えません。保険証は扶養家族も含めて必ず返却してください。

令和5年度は2月を除く毎月発行予定です。